急速充電器を利用される皆様へ

H27.1.6　広島県環境政策課

広島県庁舎急速充電器の利用方法について

【利用手順】

1　急速充電器の充電用区画へ車両を停車させてください。

2　本館１階守衛室へ，急速充電器を利用する旨を申出てください。

3　「急速充電器利用届出書」への記載を行い，警備員から急速充電器の「鍵」を受け取ってください。（用紙は本館１階守衛室にあります。）

4　「急速充電器取扱説明書」に従って充電してください。

5　充電後は「鍵」を警備員に返却し，「急速充電器利用届出書」に使用終了時間を記入してください。

6　駐車券を警備員に提出し，無料認証を受けてください。

7　終了後は速やかに出庫してください。（最大でも入庫から 60 分以内に駐車場から出庫してください。）

【注意事項】

急速充電器の利用に際しては，広島県庁舎急速充電器利用要領（守衛室へ備置）並びに管理者（環境政策課）及び警備員の指示に従うほか，次の事項を遵守してください。

1　急速充電器取扱説明書に従い，安全に留意して，自己責任において急速充電器を利用すること

2　充電が終了したら速やかに車両を移動し，他の利用者に不便を掛けないようにすること。また，前車が充電中の場合を除き，最大でも入庫から 60 分以内に駐車場内から出庫すること

3　正常作動しない時，異常を感知した時，機器が損傷した時は，すみやかに申し出ること

4　故意又は過失により，急速充電器を汚損し，又はき損したときは，原状回復又は損害を賠償すること

【連絡先】

1　急速充電器の操作方法及び，トラブルに関すること
ニチコン㈱コールセンター（電話 03-3805-2571）（24 時間 365 日対応可）

2　運用全般に関すること
広島県環境県民局環境政策課環境企画グループ（電話 082-513-2911）